

地域再生法の一部を改正する法律案(概要)

1. 地方創生推進交付金：地方公共団体の自主的・主体的な事業で先導的なものを支援
2. 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)：地方公共団体が行う地方創生プロジェクトに対する企業の寄附について、税制優遇措置を創設
3. 「生涯活躍のまち」制度：中高年齢者が移り住み、健康でアクティブな生活を送りつつ、継続的なケアを受けられる「生涯活躍のまち」の制度化

1. 地方創生推進交付金

地方公共団体が、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けた場合に、当該計画に記載された事業について、「まち・ひと・しごと創生交付金」(地方創生推進交付金)を交付することができる。

地域再生法の改正：地域再生計画の作成・交付金の交付

- 地域再生計画の作成【第5条第4項第1号】

(※ 複数年度(5か年度以内)にわたる計画も対象とすることにより、地方公共団体が安定的・継続的に事業に取り組めるようにする。)

計画の作成主体

総合戦略を策定した地方公共団体

計画の対象事業

〔第1号イ関係〕地方創生事業全般(雇用の創出、移住・定住の促進、

結婚・出産・子育て支援、まちづくり等)

- ・ 総合戦略に位置付けられた事業のうち、KPI(重要業績評価指標)の設定、PDCAの整備により効果的かつ効果的に実施される事業であって、先導的なもの
- ・ ソフト事業を中心とし、それと一体となって行うハード事業も対象

〔第1号ロ関係〕道、汚水処理施設、港の整備

- ・ 総合戦略に位置付けられた事業であって、各事業分野ごとに2種類以上の事業を総合的に行うもの
- ・ 継続事業については、附則に経過規定を置き、配慮

- 交付金の交付【第13条】

当該事業に要する経費に充てるため、予算の範囲内で交付金を交付することができる。

交付対象となる“先導的”な事業について

- “先導的”な事業(＝地方創生の深化に向けた、以下のような事業をいう)

- ・ 官民協働、地域間連携、政策間連携等による先駆的な事業
- ・ 先駆的・優良事例の横展開を図る事業
- ・ 既存事業の隘路を発見し、打開する事業

2. 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)

地方公共団体が、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けた場合に、当該計画に記載された「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に寄附を行った企業について、課税の特例措置を講ずる。

地域再生法の改正：地域再生計画の作成・課税の特例

- 地域再生計画の作成【第5条第4項第2号】

計画の作成主体

- ・ 総合戦略を策定した都道府県、市区町村(ただし、不交付団体である都道府県、三大都市圏の既成市街地等に所在する不交付団体の市区町村を除く。)

計画の対象事業

- ・ 総合戦略に位置付けられた事業であって、地方公共団体が企業から寄附を受けて行う事業
- ・ KPI(重要業績評価指標)の設定、PDCAの整備により効果的かつ効果的に実施される事業

- 課税の特例の適用【第13条の2】

当該事業に対して企業が寄附をしたときは、当該企業の法人住民税、法人税、法人事業税について、課税の特例の適用がある。

※ 対象となる寄附の要件(内閣府令等で規定)

- ・ 寄附額の下限は10万円
- ・ 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外
- ・ 寄附の代償として経済的利益を伴わないものであること

税制優遇措置の内容(地方税法、租税特別措置法の改正)

- 税負担軽減のインセンティブを2倍に拡大して、企業の寄附を促進

- ・ 寄附額の3割に相当する額を税額控除(創設)
 - 現行の損金算入による軽減効果(約3割)とあわせて、寄附額の約6割を負担軽減

(税額控除の具体的方法)

- ・ 法人住民税で寄附額の2割を控除(法人住民税所得税割額の20%が上限)
- ・ 法人住民税の控除額が2割に達しない分を、法人税で控除(寄附額の1割、法人税額の5%が上限)
- ・ 法人事業税で寄附額の1割を控除(法人事業税額の20%が上限)

サービス付き高齢者向け住宅の必須サービスの見直し(共同省令の改正)について

現行基準の問題点

状況把握サービス・生活相談サービスを提供する者は「原則として、夜間を除き、サービス付き高齢者向け住宅の敷地又は当該敷地に隣接する土地に存する建物に常駐」と規定されているため、

- ① 敷地又は当該敷地に隣接する土地において、**常駐する場所が確保できない空き家等の活用が困難。**
- ② 具体的に求められるサービス内容が明記されていないことから、**サービス提供の形骸化が懸念。**

省令改正の概要

公 布：平成27年 3月27日
 施 行：平成27年 4月 1日

① サービス提供者の常駐場所の緩和

(「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」(H26.12.27閣議決定)への対応)

○敷地又は隣地に加えて、**近接地への常駐を許容**する。



空家を活用した分散型サービス付き高齢者向け住宅の供給促進

※分散型サービス付き高齢者向け住宅においても、登録は建築物ごととなる。

② 状況把握サービスの内容の明確化

適切な方法は、居住部分への訪問、電話、居住部分内での入居者の動体を把握できる装置による確認、食事サービス等の提供時における確認等、資格者が能動的に入居者の状況を把握する方法とする。(通知)

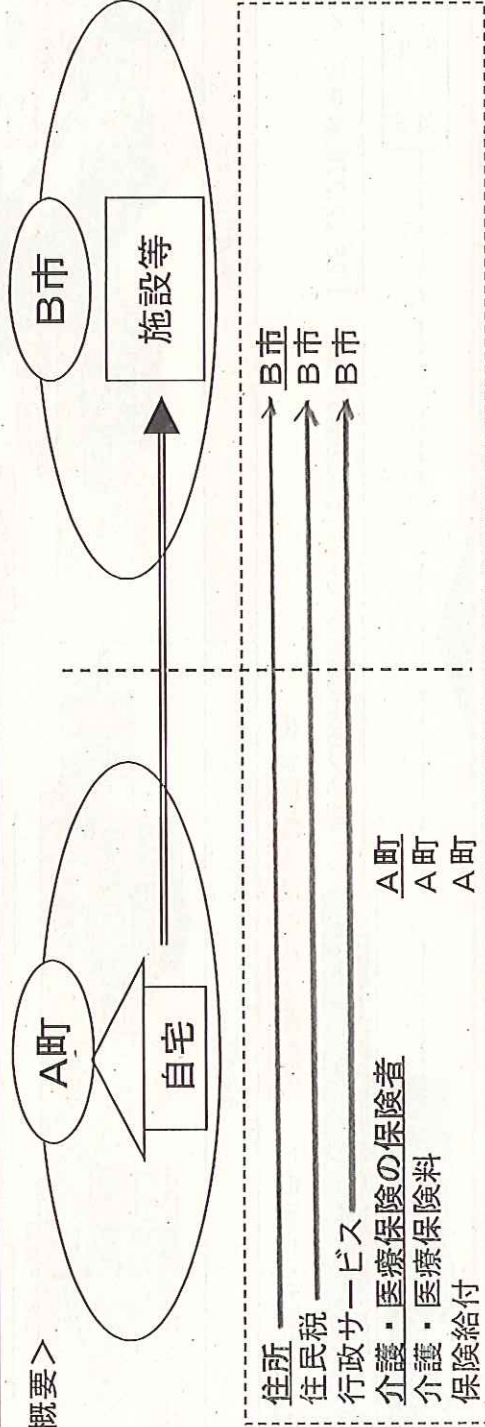
○**毎日1回以上、各居住部分への訪問その他の適切な方法により状況把握サービスを提供することを求める。**
 (近接地に常駐する場合において、入居者から居住部分への訪問を希望する旨の申出があったときは、訪問に限る。)

介護保険・医療保険の住所地特例

- 介護保険・医療保険（国保・後期高齢者医療）においては、住所地の市町村が保険者となるのが原則だが、介護保険施設等の所在する市町村の財政に配慮するため、特例として、介護保険施設等に入所するために住所変更した者は、入所前の市町村の被保険者となる仕組み（住所地特例）を設けている。
- 施設等の所在する市町村の負担を考慮するとともに、その他の有料老人ホームとの均衡を踏まえ、27年4月より、**有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅（全サ高住の95%程度）についても、住所地特例の対象に加えられる（医療介護総合確保法）**。これによって、**健康時に住所地特例対象のサ高住に移住し、そのまま継続してサ高住に住み続ける場合も、住所地特例が適用される**こととなった。

※サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）：一定の床面積の個室やバリアフリー構造等を有し、少なくとも安否確認・生活相談サービスを提供する住宅
 ※有料老人ホーム：食事の提供、介護の提供、洗濯・掃除等の家事、健康管理のいずれかのサービスの提供している施設
 ※後期高齢者医療においては後期高齢者医療広域連合が保険者となる。

<制度概要>



※ 従来は、住所地特例対象者は、被保険者しか提供を受けられない地域密着型サービスや地域支援事業を住所地のB市から受けられなかったが、27年4月からは、B市からも受けられるようになる。

<改正前の対象施設等>

- (1) 介護保険3施設（特養、老人保健施設、介護療養型医療施設）
- (2) 特定施設（地域密着型特定施設を除く。）

・有料老人ホーム

※**特定施設入居者生活介護の指定（*）を受けていない賃貸借方式のサービス付き高齢者向け住宅は対象外。**

- ・軽費老人ホーム
- ・養護老人ホーム

* 介護給付を受けて、一定の基準を満たした施設で入居者に介護等のサービスを提供する場合

この除外規定が見直され、有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅（全サ高住の95%程度）が住所地特例の対象とされた（平成27年4月より）